

大阪広域環境施設組合規則第11号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成27年規則第60号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則

第1条中「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。